平成24年8月23日

各 位

会 社 名　　株式会社大阪証券取引所
代表者名　　代表取締役社長　米田　道生
（コード番号 8697　ＪＡＳＤＡＱスタンダード）
お問合せ先　　経営企画グループ（広報）
（ＴＥＬ（06）4706-0800）

株式会社東京証券取引所グループによる当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

株式会社東京証券取引所グループ（以下「東証グループ」といいます。）が平成24年7月11日より実施しておりました当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が，平成24年8月22日をもって終了し，東証グループより添付のとおり本公開買付けの結果が公表されましたので，お知らせいたします。

また，本公開買付けの結果，平成24年8月29日をもって当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が発生する見込みとなりましたので，下記のとおり併せてお知らせいたします。

記

Ⅰ　本公開買付けの結果について

当社は，本日，添付資料「株式会社大阪証券取引所株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり，本公開買付けの結果について，東証グループより報告を受けました。

なお，本公開買付けに係る応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上となりましたので，本公開買付けは成立しております。

Ⅱ　親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

1　異動に至った経緯

当社及び東証グループ（以下併せて「両社」といいます。）は，平成23年11月22日付「株式会社大阪証券取引所と株式会社東京証券取引所グループとの経営統合に関する合意について」において公表いたしましたとおり，両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことについて合意し，同日付で統合契約（以下「本統合契約」といいます。）を締結いたしました。また，本統合契約に基づき，平成24年7月10日，本経営統合の一環として，東証グループは本公開買付けを開始する旨を公表し，当社は同日開催の取締役会において本公開買付けに賛同することを決議し，その旨の意見を表明しておりました。

本日，当社は，東証グループより，平成24年7月11日から平成24年8月22日までに実施された本公開買付けの結果，当社普通株式179,999株を取得することとなった旨の報告を受けました。この結果，本公開買付けの決済が行われた場合には，平成24年8月29日（本公開買付けの決済の開始日）付で東証グループの所有する当社議決権数が総株主の議決権数に対する割合で50%超となり，同社が新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

2　東証グループの概要（平成24年3月31日時点）

（1）	商号	株式会社東京証券取引所グループ	
（2）	本店所在地	東京都中央区日本橋兜町2-1	
（3）	代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長　斉藤　惇	
（4）	事業内容	株式会社金融商品取引所の経営管理及び自主規制法人の経営管理等	
（5）	資本金の額	11,500百万円	
（6）	設立年月日	平成19年8月1日	
（7）	事業年度の末日	3月31日	
（8）	連結純資産	127,122百万円	
（9）	連結総資産	345,247百万円	
(10)	大株主及び持株比率	モルガン・スタンレーMUFG証券㈱　4.35% SMBCフレンド証券㈱　2.61% ゴールドマン・サックス証券㈱　2.61% 三菱UFJ モルガン・スタンレー証券㈱　2.39% リテラ・クレア証券㈱　1.78%	
(11)	上場会社と当該会社との関係等	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	当社の取締役1名は東証グループの子会社である㈱日本証券クリアリング機構の取締役を兼務しております。
		取引関係	当社は，大証市場で行われた現物株式等の取引に係る清算機関として東証グループの子会社である㈱日本証券クリアリング機構を指定している等の関係があります。

3　異動予定年月日

平成24年8月29日（本公開買付けの決済の開始日）

4　異動前後における東証グループの所有する議決権の数及び所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	計	
異動前	―	―	―	―	―
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	179,999個 (66.67%)	―	179,999個 (66.67%)	第1位

（注1）　「議決権所有割合」は，当社が平成24年8月10日に提出した第12期第1四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の当社の発行済株式総数（270,000株）に係る議決権の数（270,000個）を分母として計算しております。

（注2）　「議決権所有割合」は，小数点以下第三位を四捨五入しております。

5　今後の見通し

当社及び東証グループは，平成23年11月22日付「株式会社大阪証券取引所と株式会社東京証券取引所グループの経営統合に関する合意について」において公表いたしましたとおり，今後，本統合契約に基づき合併契約を締結し，それぞれの株主総会での承認を経て，平成25年1月1日に当社を存続会社として合併する

予定です。

6　開示対象となる非上場の親会社等の変更について

今回の異動により，東証グループは，当社における開示対象となる非上場の親会社等に該当いたします。

以　上

（添付資料）

平成24年8月23日付「株式会社大阪証券取引所株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 24 年８月 23 日

各　位

会 社 名　株式会社東京証券取引所グループ
代表者名　取締役兼代表執行役社長　斉藤惇
問合せ先　渉外広報部（報道）
（ＴＥＬ　　（０３）３６６６－１３６１）

株式会社大阪証券取引所株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社東京証券取引所グループ（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年７月 10 日に株式会社大阪証券取引所（以下「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 24 年７月 11 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 24 年８月 22 日を以って終了いたしましたので、その結果について、以下のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、対象者は、平成 24 年８月 29 日（本公開買付けの決済の開始日）付けで当社の連結子会社となる予定です。

記

１．買付け等の概要

⑴ 公開買付者の名称及び所在地

株式会社東京証券取引所グループ　　東京都中央区日本橋兜町２番１号

⑵ 対象者の名称

株式会社大阪証券取引所

⑶ 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

⑷ 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
179,999 株	135,001 株	179,999 株

(注)　応募株券等の総数が買付予定数の下限（135,001 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。但し、応募株券等の総数が買付予定数の上限（179,999 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第５項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

⑸ 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 24 年７月 11 日（水曜日）から平成 24 年８月 22 日（水曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

⑹ 買付け等の価格

普通株式１株につき、480,000 円

2．買付け等の結果

⑴ 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、公開買付開始公告及び公開買付届出書（平成 24 年８月８日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、法第 27 条の 13 第４項第１号に基づき、応募株券等の総数が買付予定数の下限（135,001 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わないものとしておりましたが、応募株券等の総数（215,057 株）が買付予定数の下限以上となりましたので、応募株券等の買付けを行います。なお、応募株券等の総数が買付予定数の上限（179,999 株）を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第 27 条の 13 第４項第２号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第 27 条の 13 第５項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

⑵ 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第１項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第９条の４及び府令第30条の２に規定する方法により、平成24年８月23日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

⑶ 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	215,057 株	179,999 株
新株予約権証券	―	―
新株予約権付社債券	―	―
株券等信託受益証券（ ）	―	―
株券等預託証券（ ）	―	―
合計	215,057 株	179,999 株
（潜在株券等の数の合計）	―	（―）

⑷ 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	―個	（買付け等前における株券等所有割合　― %）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	（買付け等前における株券等所有割合　0.00%）
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	179,999個	（買付け等後における株券等所有割合 66.67%）
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	（買付け等後における株券等所有割合 0.00%）
対象者の総株主等の議決権の数	270,000個	

（注１）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の２第１項各号における株券等所有割合の計算において府令第３条第２項第１号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。

（注２）「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成 24 年８月 10 日に提出した第 12 期第１四半期報告書に記載された平成 24 年６月 30 日現在の総株主の議決権の数です。

（注３）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。なお、買付け等後における株券等所有割合は三分の二を下回り、かつ本公開買付けには、法27条の13第４項第２号に規定する条件が付されているため、公開買付者は同項柱書きに定める応募株券等の全部について買い付ける義務を負っておりません。

⑸ あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数（215,057 株）が買付予定数の上限(179,999 株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第 27 条の 13 第４項第２号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないこととし、法第 27 条の 13 第５項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等から買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を１株減少させるものとしました。

⑹ 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社　　東京都中央区日本橋一丁目９番１号

② 決済の開始日

平成 24 年８月 29 日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット＆コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット＆コールのウェブサイト(https://nc.nomura.co.jp/)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）

④　株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、決済の開始日以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。

3．公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、当社が平成24年７月10日付で公表した「株式会社大阪証券取引所株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容から変更はございません。

4．公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京証券取引所グループ	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目８番16号

以　上